

人生の選び方

二本松で始めるといふ選択

人生は、選び続けることの連続。

たくさんのお選択肢がある中で

二本松に住むという選択をしたあなたへ、

ずっと安心して暮らせる

暮らしがたくなるまちのサポート事業をご紹介します





01

空き家をリフォームして定住する意志がある方へ
空き家改修助成金

新たに二本松市に転入される方で、
空き家を改修(リフォーム)し、
定住しようとする意志がある
などの要件を満たす方へ助成します。



助成対象工事

工事費が20万円以上で、台所や浴室、トイレ、洗面
所、内装などのリフォームが対象。

助成金の額

最大50万円(助成対象工事に要する費用の2分の1
に相当する額)

※空き家：市内の住宅で売買契約または賃貸借契約をした日
の前日までの3カ月以上、居住その他の使用をしていない
状態にあるもの。ただし、賃貸借のための所有・管理をさ
れている貸家等を除く。また、空き家の所有者等が3親等
以内の親族である場合は対象外。

02

二本松市に戻って就職を考えている方へ
大卒者等の定住促進支援

若い世代の人口増加と定住を促進するため、奨学金利
用の大学等新卒者が市内に定住し、就労する場合の支
援制度を始めます。

◎問い合わせ…企画財政課地方創生推進係 ☎(24)71200

03

一年に6回の出会いの場
婚活イベント開催

結婚を希望する方に出会いの場を提供するため、年6
回のイベントを開催しています。第1回目は6月下旬
の予定です。随時お知らせします。

◎問い合わせ…子育て支援課子ども家庭係

☎(55)50064

04

運命の赤い糸を一緒にみつければ
結婚お世話役

各地区のボランティアによる『お世話役』の方々、結
婚希望者の情報収集や相談、紹介を行い、結婚へ向け
て二人三脚で結婚活動をサポートします。(敬称略)

♥二本松地区

- 山田 雅司/若宮 ☎(22)2447
- 松山 公子/松岡 ☎(22)5605
- 菅野 家作/郭内 ☎(22)4623
- 遊佐 義重/原セ ☎(22)3443
- 佐久間千恵子/杉田 ☎(23)7338
- 遠藤 敬子/石井 ☎(22)4777
- 渡邊 玲子/大平 ☎(22)2405
- 高島恵美子/杉田 ☎(23)3493
- 笹川 洋子/茶園 ☎(22)2503
- 本田 学/根崎 ☎080(5846)2182

♥安達地区

- 松田 節子/油井 ☎(22)1498
- 丹治 秀雄/油井 ☎(23)5813
- 渡邊 征子/米沢 ☎(53)2913
- 安齋 秀俊/上川崎 ☎(52)2205
- 朝倉 久勝/下川崎 ☎(52)2565

♥岩代地区

- 東 むめ/小浜 ☎(55)3487
- 佐久間健一郎/西新殿 ☎(57)2310
- 大槻 友代/東新殿 ☎(56)2458
- 齋藤 寛一/百目木 ☎(56)2360

♥東和地区

- 今井 知子/針道 ☎(46)3840
- 高橋 賢樹/針道 ☎(46)3617
- 安部 匡俊/木幡 ☎(46)2869
- 斎藤セツ子/木幡 ☎(46)3588
- 武藤 一夫/太田 ☎(46)2166
- 五十嵐伝一/戸沢 ☎(46)2398

平成28年度の
成婚実績2組

◎問い合わせ…子育て支援課子ども家庭係

☎(55)50064



結婚 定住

01

結婚して二本松市へお引っ越しする新婚夫婦へ
敷金・礼金・引っ越し費用助成

新生活を支援するため、平成29年1月31日から平成30年3月20日までの間に婚姻届を提出し、新たに市内の民間賃貸住宅を借りる新婚夫婦で、次の要件を全て満たす方を対象に、敷金・礼金等を助成します。

支給対象要件※昨年度よりも要件が緩和されました

・夫婦の平成28年分所得の合算が340万円未満であること。

・新婚夫婦の双方または一方の年齢が40歳未満であること。

・平成29年1月1日から平成30年3月20日までの間に市内の民間賃貸住宅の契約を締結し、新婚夫婦の双方または一方が居住していること。

・新婚夫婦の双方または一方が、本市に住民登録がされ、生活の本拠が本市にあること。

※この他、納税要件等あり。

※平成30年3月31日までに申請が必要です。

助成対象費用

・民間賃貸住宅の賃貸借契約の締結に伴い、支払う敷金と礼金。

・運送業者等に支払う引っ越し費用。

助成金の額

平成29年1月1日から平成30年3月20日までの間に支払った助成対象費用の合算額(上限24万円)。

◎問い合わせ：子育て支援課子ども家庭係

☎(55)50094

02

新婚さんの家賃を助成します
新婚世帯家賃助成

市内の民間賃貸住宅に居住している新婚夫婦に家賃を助成します。

支給対象者

市内の民間賃貸住宅に居住している新婚夫婦(結婚3年以内)で、どちらか一方の年齢が39歳以下であること等の要件を満たすこと。

助成金の額

月額1万円(最長で36月)

※アパート等の賃貸借契約を締結した月(または、婚姻届出を提出した月)から起算して36月までを上限として、支給決定のあった日の属する月から支給。

◎問い合わせ：企画財政課地方創生推進係

☎(24)7120

9～13ページにある
各種応援事業の
申請方法や必要書類など
詳しくは各担当課まで
お問い合わせください。





03

祖父母や両親、子どもと一緒に大家族で暮らす
三世帯同居住宅改修助成金

支給対象者

- (1) 子の世帯と親世帯が同居を始めて1年未満の場合
…子の世帯に中学生以下の子どもがいるか、子の世帯が新婚夫婦(結婚3年以内)。
- (2) 子の世帯と親世帯が同居を始めて1年以上経過している場合…子の世帯が新婚夫婦(結婚3年以内)であること。

対象工事

※この他、納税要件等あり。
機能の変更等を伴うリフォーム等で20万円以上の改修工事が対象。

※平成29年10月1日申請分から、市内業者が施工する工事のみ対象となります。

助成金の額

最大36万円(助成対象工事費用の2分の1の額)

◎問い合わせ…企画財政課地方創生推進係

☎(24)7120

04

家を購入して二本松市に住む
定住促進住宅取得奨励金

二本松市内に定住する意志を持ち、新築住宅を取得した方に奨励金を支給します。
支給対象者と支給額

平成27年4月1日以後に新築住宅取得契約を締結し、平成28年4月1日以後に新築住宅を取得した方で、次の方が対象となります。

最大で100万円をサポートします!!	
新たに市内に転入される 40歳以上の方 ⇒50万円	39歳以下の方 ⇒72万円
新たに二本松市へ転入し、新築住宅を取得される方に支給。 ※請負(売買)契約日から1年前以内に本市に住所を有していないこと等の要件を満たす方。	契約時に年齢が39歳以下で、配偶者または年齢が18歳未満の子を有している等の要件を満たす方。 二本松市に新たに転入される方で、新築住宅のための土地を購入している場合には、 28万円を上乘せ。



◎問い合わせ…企画財政課地方創生推進係

☎(24)7120

妊娠 子育て

01

妊娠健康診査・産後検診・妊婦歯科検診

妊婦健康診査

出産までの15回分の妊婦健診を助成。

産後1カ月検診

ママの産後1カ月健診費用を助成。

妊婦歯科検診

妊娠中の不規則な食生活などでむし歯や歯周病が起
こりやすいため、妊婦歯科検診1回分の歯科検診費
用を助成。



02

赤ちゃんがほしいご夫婦へ
特定不妊治療費の助成

不妊治療費助成については、男性の方も女性の方も、
県特定不妊治療に該当している場合、治療費の一部を
最大で年30万円(1回15万円を2回まで)、通算5年で
10回まで助成します。
それぞれ所得要件がありますので、詳しくはご相談く
ださい。

03

出産医療機関までの交通手段を
出産時交通費助成事業

市外での出産を余儀なくされている状況を踏まえ、出
産時と退院時のタクシー利用の助成をします。

助成内容

自宅(里帰り先)等と医療機関までのタクシー料金
(実費)を助成。

※利用時に出産に至らない場合でも、1回の利用と
みなします。

※タクシーを利用しなかった場合は、ガソリン給油
券と引き換えます。詳細はお問い合わせください。

04

産後のママと赤ちゃんのためのケア
産後ケア事業

産後の不安はありませんか?二本松病院と連携し、助
産師による乳房ケア、育児相談を行う産後ケアを始め
ています。

対象者

産後4カ月までの親子(1日2組)

ケア内容

母子健康チェック、乳房ケア、授乳指導など。

利用日・時間など

月(金曜日)の午前10時から午後4時(祝祭日、年末
年始を除く)。利用負担は1回千円。

◎問い合わせ:健康増進課保健係 ☎(55)5110

両親学級のお知らせ

安心して出産・育児ができるよう、教室を毎月
開催しています。

日時 5月21日(日)

午前9時~マタニティ体験

午前9時30分~正午

- ・元気な赤ちゃんを迎えるためのオーラルケア
- ・今と昔の子育て(便利グッズを考える)

会場 安達保健福祉センター

託児 無料

申込期限 5月18日(木)

持ち物 母子健康手帳

事前に申し込みが必要です。申込方法など
詳しくは下記までご連絡ください。

◎問い合わせ・申し込み…

健康増進課保健係

☎(55)5110





05

出産・子育てのための応援メール
子育て応援メール



安心して出産や子育てができるよう、健康・食事などのアドバイス、子育てサービスの情報を、3歳の誕生日まで無料で配信します。

登録方法

QRコードを読み取って空メールを送信してください。一画面中に確認メールが届きますので、「重要事項の説明」をよく読んで同意後ご登録ください。

マタニティ



nihonmatsu@reg.kizuna
mail2.com

子育て



nihonmatsu.kosodate@reg.kizunamail2.com

◎問い合わせ…健康増進課保健係 ☎(55)5110

06

子育て世帯の負担を軽減
第2子以降の保育料無料化

子育て世帯を応援する施策の一つとして、第2子以降の保育料は無料です。低所得者世帯は、第1子から無料となります(私立幼稚園、事業所内保育園は一部助成)。

例えば…
保育所・認定こども園の場合

市民税所得割額57,700円未満の世帯の場合
生計を一緒にする子どものうち、年長順から数えて第2子以降にあたる児童

保育料無料

市民税所得割額57,700円以上の世帯の場合
未就学の子どものみを数えて第2子以降にあたる児童

保育料無料



◎問い合わせ…子育て支援課保育所幼稚園係

☎(55)5112

07

子育て全般に関する相談・支援の拠点
子育て支援センター

地域の子育て支援情報の収集・提供や、子育て全般に関する相談・支援を行う拠点として、育児相談や小児科医のセミナー、運動会などのイベントを開催しています。

施設名	場所	開設時間	問い合わせ先
二本松地域 子育て支援 センター	二本松保健 センター 2階	8:30 ～ 16:00	☎(23)0415
安達地域 子育て支援 センター	あだち 保育園内		☎(61)3290
岩代地域 小浜子育て 支援センター	小浜 保育所内	8:30 ～ 13:30	☎(55)2124
岩代地域 新殿・旭子育て 支援センター	いわしろ さくら こども園		☎(57)2709
東和地域 子育て支援 センター	とうわ こども園		☎(24)8125



08

急にお仕事…子どもを預かってほしい
ファミリーサポートセンター

急な仕事や病気など、ちょっと子どもを預かってほしい、家まで送迎してほしい、そんなときはファミリーサポートセンターまでご連絡ください。「特定非営利活動法人子育て支援グループ」が運営しています。

◎問い合わせ…特定非営利活動法人子育て支援

グループ ☎(23)4740

◎問い合わせ…子育て支援課子ども家庭係
☎(55)5094